

平成30年 3 月23日

岡崎市条例第17号

岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

岡崎市長 内田康宏

岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第14条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第19条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第32条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(岡崎市指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第9条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第15条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第22条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第28条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第5項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(岡崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 岡崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第8条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に

に実施すること。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第12条の2」に、「第2節 基準該当訪問介護(第13条～第16条)」を「

第2節 共生型訪問介護(第12条の3・第12条の4)

第3節 基準該当訪問介護(第13条～第16条)

」に、「第2節 削除」を「第2節 共生型通所介護(第44条・第45条)」に、「第3節 基準該当短期入所生活介護(第70条～第75条)」を「

第3節 共生型短期入所生活介護(第69条の2・第69条の3)

第4節 基準該当短期入所生活介護(第70条～第75条)

」に改める。

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「、第72条の2第1項各号」を加える。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条中「この」を「前項に規定するもののほか、この」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例において「共生型居宅サービス」とは、法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第2章第1節中第12条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第12条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成26年岡崎市条例第44号)第5条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型訪問介護

(共生型訪問介護の基準)

第12条の3 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第50号。以下「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条及び第69条の2において「障害者総合支援法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障がい福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障がい福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障がい福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障がい福祉サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第12条の4 第8条から第10条まで、第12条及び第12条の2の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。

第32条第1項中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」を「次に掲げる従業者(次項において「訪問リハビリテーション従業者」という。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第32条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規

則で定める。

第33条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」の次に「(指定介護予防サービス等基準条例第32条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。)」を、「と指定介護予防訪問リハビリテーション」の次に「(指定介護予防サービス等基準条例第31条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)」を加える。

第35条中「、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。)」を削る。

第36条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削り、同条第2項中「、看護職員」を削る。

第37条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 共生型通所介護

(共生型通所介護の基準)

第44条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第36条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障がい児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障がい児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身

障がい児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第36条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障がい福祉サービス等基準条例第35条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第72条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第45条 第39条、第41条、第42条第3項及び第43条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第42条第3項中「指定通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護」とあるのは、「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護」と読み替えるものとする。

第46条から第50条まで 削除

第62条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 共生型短期入所生活介護

(共生型短期入所生活介護の基準)

第69条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第49条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障がい者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障がい者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障がい福祉サービス等基準条例第45条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障がい者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第69条の3 第59条、第61条及び第64条の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第3項中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは、「共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者」と読み替えるものとする。

第77条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第78条第1項第1号中「第83条第1項」を「第83条第1項第1号」に改め、同項第4号中「、食堂」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年岡崎市条例第15号)第12条に規定するユニット型介護医療院をいう。第83条第1項第2号において同じ。))に関するものを除く。)

第79条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第83条第1項を次のように改める。

ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この項において「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)

(2) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

第91条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第92条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

附則に次の2項を加える。

5 第87条第1項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療

所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員については、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

- 6 第89条第3項及び第96条第3項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第5条 岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第63条～第68条)」を「

第3節 共生型介護予防短期入所生活介護(第62条の2・第62条の3)

第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第63条～第68条)

」に改める。

第1条中「第115条の2第2項第1号」の次に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

第32条第1項中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、

作業療法士又は言語聴覚士」を「次に掲げる従業者(次項において「介護予防訪問リハビリテーション従業者」という。))」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第32条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、介護予防訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

第33条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同条第2項中「指定訪問リハビリテーション事業者」の次に「(指定居宅サービス等基準条例第32条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。))」を、「と指定訪問リハビリテーション」の次に「(指定居宅サービス等基準条例第31条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。))」を加える。

第35条中「、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。))」を削る。

第36条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削り、同条第2項中「、看護職員」を削る。

第37条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第55条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 共生型介護予防短期入所生活介護

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第62条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。)(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第50号。以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。))第49条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障がい者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障がい

者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障がい福祉サービス等基準条例第45条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障がい者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第62条の3 第52条、第54条、第57条及び第58条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第70条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第71条第1項第1号中「第77条第1項」を「第77条第1項第1号」に改め、同項第4号中「、食堂」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年岡崎市条例第15号)第12条に規定するユニット型介護医療院をいう。第77条第1項第2号において同じ。))に関するものを除く。)

第72条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第77条第1項を次のように改める。

ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(次項において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この項において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)
- (2) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

第84条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第86条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 指定療養通所介護(第19条の7～第19条の13)」を「
第2節 共生型地域密着型通所介護(第19条の6の2・第19条の6の3)
第3節 指定療養通所介護(第19条の7～第19条の13)
」に改める。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項各号」を加える。

第19条の7中「前節」を「第1節」に改める。

第19条の11中「9人」を「18人」に改める。

第3章の2中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型地域密着型通所介護

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第19条の6の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。)(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第50号。以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。))第36条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障がい児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障がい児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第36条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条

第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障がい福祉サービス等基準条例第35条に規定する指定生活介護をいう。))、指定自立訓練(機能訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第72条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。))、指定自立訓練(生活訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。))、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第19条の6の3 第19条の2、第19条の4、第19条の5第3項及び第19条の6の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第19条の5第3項中「指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護」とあるのは、「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護」と読み替えるものとする。

第21条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第25条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第50条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。))」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニット(同条に規定するユニットをいう。))ごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を

加え、同条第2項中「第31条第1項」の次に「及び第57条第1項」を加える。

第35条第1項中「次項及び第38条第4項において」を「以下」に改める。

第38条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第44条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第49条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第53条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催す

るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第57条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(次項において「本体看護多機能型事業所」という。))との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。次項において同じ。)にあっては、18人)」を加え、同条第2項中「当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」の次に「及び本体看護多機能型事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体看護多機能型事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体看護多機能型事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」を加え、同項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第58条第2項に次の1号を加える。

(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 第40条第1項の規定にかかわらず、療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員については、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

3 第42条第3項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。(岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第7条 岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第13条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第50条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を、

「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニット(同条に規定するユニットをいう。)ごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第24条第1項中「次項において」を「以下」に改める。

第27条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成26年岡崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第9条 岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成26年岡崎市条例第45

号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第4条の規定による改正前の岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「旧居宅サービス等基準条例」という。)第35条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)が行うものについては、旧居宅サービス等基準条例第35条から第37条までの規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第5条の規定による改正前の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。)第35条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第35条から第37条までの規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

